

住宅改修の申請の流れ

1 ケアマネジャー と相談	担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に住宅改修の内容を相談。
2 工事見積・業者 決定	工事箇所や内容の確認をし、施工業者に見積を依頼。 ※複数の施行業者に見積依頼し、比較・検討することをお勧めします。
3 事前申請	次の書類を作成し、市に提出。 ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 ※住宅所有者が被保険者と異なる場合は、住宅所有者の承諾が必要。 ②住宅改修が必要な理由書 ③工事費見積書（内訳が詳しく記載されたもの） ④撮影日が入った住宅改修予定箇所の写真及び完成予定図を図示したもの ⑤住宅改修予定箇所の平面図 ⑥カタログ等（必要時のみ） ⑦請求及び受領に関する委任状（受領委任の場合）
4 審査・承認	市が内容を審査し、着工許可。（事前申請から約1週間程度） ※許可前の着工は住宅改修の対象外です。 ※住宅改修事前申請承認通知を被保険者に送付します。 ※市から担当ケアマネジャーにも連絡します。
5 着工・完成・ 工事費支払	事前申請の承認を受けて着工。工事完了後、工事費の全額または自己負担分を施工業者に支払。 ※やむを得ず工事内容の変更が必要となる場合は、 <u>着工前に市へ必ずご相談のうえ、変更申請書を提出してください。</u>
6 完了届提出	施工後、次の書類を市に提出。 ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給に係る改修完了届 ②領収書（写しでも可） ③請求書 ④工事費内訳書 ⑤撮影日が入った工事完了後の住宅改修箇所の写真
7 審査・支給	完了届の提出から概ね1か月程度でお支払いします。